

平成28年 6 月 井手町

6 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

平成 28 年 6 月 井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 20 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
木村武壽議員	8
1 井手地区墓付近へのトイレの設置について	
2 始めてみませんか「K E S」について	
岡田久雄議員	10
1 水路の調査、整備について	
2 「国土強靱化地域計画」策定の取り組みについて	
中坊 陽議員	14
1 土砂災害対策について	
谷田 操議員	16
1 施工がずさんな太陽光発電設備への対応について	
2 平和首長会議加盟市町村としての取り組みについて	
報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について	24
議案第 38 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件	24
議案第 39 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	25
議案第 40 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	25
議案第 35 号 平成 28 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	25
議案第 36 号 平成 28 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 回）	31

議案第 3 7 号 平成 2 8 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）…	3 1
散会…	3 4
署名議員…	3 5

第 2 号（6 月 2 4 日）

応招・不応招議員…	3 7
出席・欠席議員…	3 7
出席事務局職員…	3 7
出席説明員…	3 7
議事日程…	3 9
開会…	4 0
会議録署名議員の指名…	4 0
議案第 3 3 号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例制定の件…	4 0
議案第 3 4 号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例制定の件…	4 2
選挙管理委員及び同補充員の選挙…	4 5
平成 2 7 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報 告書、平成 2 7 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関 する報告書並びに平成 2 8 年度城南土地開発公社事業計画に関する 報告書について…	4 6
議員派遣の件…	4 7
閉会中の継続調査の申し出について…	4 7
閉会…	4 7
署名議員…	4 8

第 1 号（平成 2 8 年 6 月 2 0 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成 28 年 6 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

平成 28 年 6 月 20 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成 28 年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分 議長 丸山久志

閉会 平成 28 年 6 月 20 日 午後 1 時 10 分 議長 丸山久志

応招議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番	谷田	利一	2 番	西島	寛道
3 番	岡田	久雄	4 番	岩田	剛
5 番	古川	昭義	6 番	村田	忠文
7 番	丸山	久志	8 番	中坊	陽
9 番	谷田	操	10 番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2 番	西島	寛道	5 番	古川	昭義
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	奥 山 英 高	議 会 書 記	中 谷 誠
議 会 書 記	西 島 豊 広	議 会 書 記	平 間 克 則

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐 見 明 男	副 町 長	中 谷 浩 三
-----	---------	-------	---------

教 育 長 松 田 定

理事兼地域創生推進室長事務取扱 後 藤 崇 文

理事兼建設課長事務取扱 中 村 秀 一

教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼
学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 中 島 一 也

税 務 課 長 乾 浩 朗

住 民 福 祉 課 長 中 坊 玲 子

保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小 笠 原 温 美

産 業 環 境 課 長 菱 本 嘉 昭

同和・人権政策課長 野 田 昌 司

社会教育課長・
図 書 館 長 兼 務 高 江 裕 之

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘

理事兼保健医療課長事務取扱 小 川 淳 一

理事兼上下水道課長事務取扱 松 山 正 伸

企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章

会計管理者・会計課長兼務 光 田 恵 理

高 齢 福 祉 課 長 寺 井 佳 孝

建 設 課 参 事 古 川 篤

上 下 水 道 課 参 事 森 田 肇

いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 木 村 坂 次

学校給食センター所長 藤 崎 裕 司

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 2 8 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 8 年 6 月 2 0 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 議案第 38 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第 39 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第 8 議案第 40 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第 35 号 平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 議案第 36 号 平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 議案第 37 号 平成 2 8 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成28年6月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申
し上げます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につ
きましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきまして
は適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられます
よう期待をいたします。

梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体
調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われま
すようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、
平成28年6月井手町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道
議員、5番、古川昭義議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月30日までの11日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月
30日までの11日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件2件、平成28年
度補正予算3件、同意案件3件、繰越明許費繰越計算書1件、並びに一般質
問は4名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおり

であります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成27年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成27年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では約8億9,400万円、前年度に比べ約500万円、率にして0.6%増と、ほぼ前年度並みとなる見込みであります。

また、普通交付税につきましては約13億5,000万円、前年度に比べ約1,000万円、率にして0.8%の増となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している被災地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと心配しておりましたが、約3億6,300万円と、前年度とほぼ同額となる見込みであります。

そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等についても、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約45億1,500万円、歳出総額約41億300万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億6,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、温室効果ガスの削減を図るためのLED照明整備、バリアフリー検討委員会からの意見を反映した老人福祉センター玉泉苑大広間の段差解消のための改修、平成27年度から実施いたしましたタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業や、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを支援するチャイルドシート等購入費補助、また、身近な歴史的施設周辺を愛着のある道路空間として活用する歴史と自然が薫る道づくり事業、消防・防災の充実を図るための耐震性防火水槽の設置や防災広報車の購入、教育環境の充実と児童・生徒の学力向上を図るための小・中学校の教室に大型モニター

を設置した教育情報化推進、さらには数年先を見据えた庁舎等整備基金や都市開発基金への積み立てなど、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造でありますので、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に特別会計であります、全ての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。

なお、国保会計につきましては、平成24年度に一般会計から6,000万円と、赤字補填として借り入れました広域化等支援基金貸付金6,150万円の償還金として、毎年1,230万円を一般会計から法定外繰り入れをしていることにより黒字となっているものでありまして、今後もこのような厳しい状況が予想されることから、引き続き、国や京都府に対して、医療保険制度の改革や町村国保の財政基盤強化等に積極的に取り組まれるよう要望してまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第33号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件ほか、8件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号は、建築基準法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第34号は、山城多賀駅周辺地区及び多賀流田地区の地区計画を新たに定めたことに伴い、当該計画区域内における建築物を制限するための条例の一部改正であります。

議案第35号は、平成28年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億449万8,000円の増で、補正後の一般会計予算は43億3,388万6,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、4つの区に対する宝くじコミュニティ助成に970万円、地方創生推進交付金を活用し山背古道の観光振興を図るため、2市1町でのアプリ開発費として山背古道推進協議会負担金に117万5,000円、京都産業大学との連携協力包括協定に基づくイノベーションチャレンジ事業に50万円、国保の都道府県化に係るシステム改修費用として国保会計へ

の繰出金に１４万９，０００円それぞれ計上いたしますとともに、マイナンバー制度に係る個人番号カード交付事業に１８５万３，０００円計上いたしております。

次に衛生関係では、保健センターの改修費用に１，０５６万円計上いたしております。

次に農林関係では、地方創生推進交付金を活用し、耕作放棄地を有効利用した薬草の有機栽培と６次産業化による町の産業振興と健康長寿の町を目指す耕作放棄地活用事業に３３０万円計上いたしております。

次に土木関係では、昨年度に実施しました、まちづくりセンター周辺整備に係るワークショップでのご意見をもとに実施する椿坂公園拡張事業に７，１１３万円計上いたしております。

次に教育関係では、美しいまちづくり推進協議会ほか各種団体助成に６２万円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金４２３万９，０００円、財産収入１，２８０万円、繰越金４２５万９，０００円、諸収入９７０万円、町債７，３５０万円計上いたしております。

議案第３６号及び議案第３７号の２件は、いずれも平成２８年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第３８号から議案第４０号までの３件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第８号は、平成２７年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（丸山久志） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から５月分の例月出納検査結果報告を受理しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は４名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

１０番（木村武壽） いつもありがとうございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項としましては、井手地区墓付近にトイレをと、始めてみませんかＫＥＳということで、次の２点について一般質問をしたいと思います。

まず初めに、我が国はどこに住んでも自然災害から逃れることができないと思います。九州、熊本・大分地震で被害に遭われた人たちに、お悔やみとお見舞いを申し上げます。その地震から二月たった今でも震度５の地震、また、最近、北海道でも震度５と、行政関係者にとりましては、復旧工事等で頭を痛めていることと思います。

そんな中、井手地区墓付近にトイレをと思われたいと思いますが、実際その人にとってみては大変なことであると思います。道で会う人会う人、役場の前で会う人、また高齢者の女性から、墓参りに行くと水分の補給もでけへんという声をよく聞きます。生理現象はとめられないと思います。

町長をはじめ職員の方も苦情等を聞いておられると思いますが、以前からトイレ設置の話になると、墓参りの日数が少ないことや管理の問題が出てきて、流れてしまうことが今までからあります。少し発想を考えてみてはいかがかと思います。

他町では、東海自然歩道の通り道を利用して立派なトイレをつくっているところがあります。我が町でも、山背古道という京都府でも認められているすばらしい散策路があります。井手地区のちょうど墓の前を通っているところの入り口付近に、地方創生交付金等を利用して、休憩場所を兼ねたトイレつきの施設をつくってみてはいかがかと思います。

本町には、まちづくりセンターが近くにあり、他市の反発もあると思いますが、ちょっと頑張ってみてはいかがかと思います。水洗トイレは意外と管

理もしやすいと思います。近くに宇治木津線の計画もあり、これからは人通りも多くなり、管理しやすいと思います。

次に、始めてみませんかK E Sということで提案をしたいと思います。

以前にも一度質問したことがあります。地球温暖化や環境汚染など、地球規模の環境問題には行政・産業界も大きくかかわっております。環境問題を解決するためには、あらゆる規模・業種の行政・企業が、環境や人類の将来を考えた事業活動を行っていくことが大切であると思います。

地球温暖化防止京都会議（C O P 3）が京都市で開催されたことがきっかけで、市民、事業者、行政が協力して立ち上げたパートナーシップ組織の「京のアジェンダ21フォーラム」において、企業の90%を超える中小企業が環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして考案されたものがK E Sと言えます。

K E Sは、2007年4月2日付で、「京のアジェンダ21フォーラム」から特定非営利活動法人K E S環境機構に引き継いで運営されております。そのK E Sの利点はいいますと、まず初めに、省エネ、省資源、リサイクルによりコストダウンができる。次に、環境に優しい企業として認定され、取引等も有利になる。次に、企業の社会的責任の証明にもなる。次に、環境管理体系（P O C A）が経営管理に応用できる。その次に、法規制遵守に対応ができます。また最後に、職員の環境意識が高まると思います。

本町では平成20年から地球温暖化対策実行計画に取り組み、15%以上の目標を達成されておりますが、一方では、本年5月31日、気象庁の報道発表によりますと、日本付近の大気中の二酸化炭素濃度は増加を続けており、国内の観測地点いずれも過去最高を更新し、国内外の全ての機関がそれぞれ取り組まないと、最悪の状態で温暖化が進むと言われております。そんな中、今以上、本町でも環境に配慮した事業活動に取り組みやすいK E Sを導入されてはいかがかと思います。近隣の市町村では、京田辺市、精華町、宇治田原町が参加されていると聞いております。

以上、一般質問を終わります。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の井手地区墓付近へのトイレの設置についてであります。従前から申し上げているとおり、共同墓地へのトイレの設置については、維持管理の観点から設置する考えはありません。

また、付近のトイレ設置につきましては、木村議員がおっしゃる山背古道を歩かれる方等のことを考え、平成15年のまちづくりセンター椿坂の建設時に、女性や高齢者に配慮し、バリアフリー化されたトイレを設置してきたところです。

さらに、昨年度末には、地方創生の交付金を利用し、新しく観光案内パンフレットを作成したところですが、井手町を訪れる方が安心してウォーキングを楽しんでいただくため、町内の公共用トイレの設置箇所を把握できるよう表記したところです。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の始めてみませんか「K E S」についてですが、K E Sとは京都生まれの環境管理規格であり、事業者を対象に、環境改善活動に参画することを目的として、特定非営利活動法人K E S環境機構が行う環境認証制度であります。

本町では、これまでから、低炭素社会を実現するため、地球温暖化対策実行計画を策定し、C O₂削減のため、節電対策として公共施設への太陽光発電装置の設置やL E D照明の整備、エアコン設備更新などの取り組みをはじめ、小・中学校における環境学習なども実施してまいりました。また、本年度からは、計画的に町内の街灯をL E Dに更新する事業にも取り組むこととしております。

議員ご指摘のK E Sの導入につきましては、過去に認証を受けていた宇治田原町におきましては、現在、認証を受けずに独自で環境対策に取り組んでいるとのことでありますので、本町におきましては、K E S導入のための費用や効果などを研究してまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の 2

点につきまして、一般質問を行います。

まず最初に、水路の調査、整備について質問いたします。

近年、台風や前線の活発化による大雨に加え、気候変動やヒートアイランド現象などの影響により、狭い範囲に短時間で猛烈に降る雨、いわゆるゲリラ豪雨が本町をはじめ日本各地で観測されるなど、河川や水路の氾濫による浸水被害が多く報告されています。

そこで、次のことについて質問いたします。

1 点目に、私が以前に質問させていただいた石垣区内の水路について調査をされたと聞いていますが、調査内容や調査結果についてお伺いいたします。

2 点目に、今回の調査結果をもとにした旧石垣公民館付近の浸水箇所など、今後の水路等の整備計画についてお聞きいたします。

次に、国土強靱化地域計画策定の取り組みについて質問いたします。

東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。

この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は、国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては、平成27年1月に「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する関係府省庁の支援について」を決定。具体的には、国土強靱化地域計画に基づく取組みに対して関係府省庁による支援を行うとし、交付金や補助金の交付の判断に一定程度の配慮をすることとしています。

この国土強靱化地域計画の策定については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から市町村民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、大変重要なことであると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

本町においては既に国土強靱化地域計画を策定されているのか。策定されておられるのであれば、その概要をお聞きします。未策定の場合は、いつごろをめどにこの国土強靱化地域計画を策定しようと考えておられるのか。ま

た、その内容等についてはどのようなものを検討されているのか、お聞きいたします。

以上です。よろしくお願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水路の調査、整備についてであります。まず、本調査につきましては、平成26年9月議会、岡田議員の一般質問でお答えしたとおり、旧石垣公民館付近の浸水については複数の原因が重なった結果と思われることから、計画検討を行ってきたところであります。

一つ目の調査内容につきましては、石垣区内の5水路1.5キロメートルについて、現況の断面や縦断勾配でどの程度の水が流れるのか、及び、降雨時にどの程度の水が水路に流入するのか計算するとともに、水のあふれたメカニズムについて調査をしました。また、調査結果につきましては、水路の多くが断面不足であることや、流量の多い府道の水路に直角交差していることによる水位の上昇でありました。

二つ目の整備計画につきましては、断面が不足している水路の下流側から改修が必要と考えておりますが、断面を拡大するには用地等の課題があり、土地所有者や地元の協力が必要であると考えております。

なお、平成26年の浸水以降、大雨が予想されるときには、水利組合により事前に玉川からの取水を閉鎖するとともに、町道23号線水路の水を蛙橋付近で玉川へ流出させることにより、区内を流れる水量が減少したことから、今日まで浸水したとは聞いておりません。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の国土強靱化地域計画策定の取り組みについてであります。平成25年12月、国土強靱化基本法が制定・公布され、平成26年6月には、同法に基づき国土強靱化基本計画アクションプラン及び地域計画策定ガイドラインが策定されました。

国土強靱化計画は、これまでの防災・減災の範囲を超えて、強さとしなや

かさを持った安全・安心な国土の構築に向けた取り組みを推進するもので、基本方針として、人命の保護が最大限図られること、社会の重要機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興などの対応策について、あらゆる分野から総合的に検討することになっております。

なお、当町における強靱化計画の策定については、現在、京都府において強靱化計画を策定するための京都府国土強靱化地域計画専門家会議が設置されたところでありますので、今後、京都府が取り組まれている内容等、情報が入り次第、整合性なども検証しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 再質問させていただきます。

もう少し詳しく聞きたいと思うんですけれども、まず水路の調査、整備のことなんですけれども、5 水路を調査されたということを今お聞きしたんですけれども、もう少し詳しく、どこのところをされたのかお聞きしたいと思います。

それと、その5 水路のうち、何カ所かはもう整備をされるという計画があるのか。そこら辺のこともあわせてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えします。

5 水路の内容ということでございます。今回調査しました箇所につきましては、旧石垣公民館付近の排水が流入する水路の最下流で、清水川の合流点から町道23-7号線ということで、西前田の住宅地の南端であります、までの水路約830メートル及びその他の4水路でありまして、その他の4水路と申し上げますのは、全て府道の水路に流入している水路であります。

そのうちの一つ目としまして、町道46-1号線ということで、しんみせの南側の交差点であります、延長が100メートル、二つ目としまして、町道43号線ということで、小川商店の前から石垣児童公民館付近までの4

60メートル、三つ目としまして、町道43-8号線、吉村商店の前ということになります。その延長40メートル、四つ目としまして、町道43-2号線の有限会社ながほりの南側交差点の延長70メートルということで、このうち、今年度の当初予算にも計上させていただきましたが、一番最後に申しあげましたながほり商店の南側の水路につきましては、勾配等の課題もありますので、今年度に改修をする予定であります。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております1点について、質問を行います。土砂災害対策についてであります。

近年、国内各地で、これまでに経験したことのない突発的な記録的集中豪雨が発生し、どこの地域でも想像を超えた甚大な災害が起こる可能性があります。本町の地形では、木津川の氾濫による水害対策は重要な課題です。あわせて、急傾斜地の崩壊による土砂災害対策も望まれています。京都府における井手町内の土砂災害警戒区域等の箇所は約50カ所指定されています。

そこで、主な地域と予想災害内容、指定箇所減少への安全対策と対応、住民への周知、災害想定訓練の実施についてお聞きします。

関連して、上井手地区においては、災害時の避難場所と指定されている自然休養村管理センターや地区公民館が使用できない事態も予想されますが、対応策をお聞きします。

国内各地の被害地でも、山間部の放置竹林が被害を拡大した例も報告されています。本町でも、山間部に放置竹林が広がっています。土砂災害防止のためにも、放置竹林対策についてお聞きします。

以上、よろしくお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

土砂災害対策についてであります。一つ目の主な地域と予想災害内容につきましては、まず、京都府により本町の土砂災害警戒区域が指定されてお

り、井手地区 9 カ所、多賀地区 13 カ所、田村新田地区 28 カ所であります。
現在、本町のホームページからリンクもしておりますが、京都府のホームページにて、それぞれの箇所の地形に応じて、警戒する範囲の表示がされているところでもあります。

二つ目の指定箇所減少への安全対策と対応につきましては、当該箇所の地形により指定されているものであることから、造成などにより指定基準である傾斜角度や高さなどの変更がない以外は、土砂災害警戒区域の指定は変更されないとのことでもあります。

なお、地域住民の安全・安心の向上のため、現在、京都府に対して、本町から京都府町村会を通じて要望を上げておりまして、その内容につきましては、砂防事業や急傾斜地対策事業を積極的に推進すること、土砂災害警戒区域における綿密な地質調査や土砂災害警戒情報のよりきめ細やかな提供などを要望しているところでもあります。

三つ目の住民への周知につきましては、京都府と本町とが連携しながら、土砂災害警戒区域を指定する際に、当該区域の範囲内に多くの世帯の方がお住まいの場合は公民館にて説明会を行い、また、その範囲内で少ない世帯の場合は、各戸別に訪問して説明をしながら周知を図ってきたところでもあります。

四つ目の災害想定訓練の実施につきましては、毎年、本町において防災訓練を実施しておりますが、大雨の防災訓練時には、土砂災害警戒区域のある地区については、土砂災害警戒情報が発表されたことにより避難するなどの訓練を実施しております。

また、上井手地区の避難所につきましては、上井手区公民館は土砂災害警戒区域にあることから、自然休養村管理センターや山吹ふれあいセンター、京都府山城勤労者福祉会館へ避難していただくこととなります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 次に、放置竹林対策につきましては、まず、山城地域では、戦後、収益性の高いタケノコ経営が盛んとなり、竹（モウソウチク）が積極的に植えられてきました。しかし近年では、輸入タケノコの増加や竹製品の利用の減少、さらに担い手の減少などで、放置される竹林がふ

えている状況です。

放置竹林の竹の根は周囲へと侵出し、そこに育成する樹木の健全な成長を阻害します。造林地などに侵入した竹を除去するための対策については、山城広域振興局が作成した放置竹林整備マニュアルを参考に、放置竹林の拡大防止策を関係団体、地域住民の方々、NPOやボランティア団体と連携して推進していきたいと考えております。

また、農地の竹林についても同様に、担い手不足により放置竹林となる可能性が高く、今後そういった竹林の増加を防ぐため、農業委員が行う農地の利用状況調査により現状を把握し、所有者の利用意向を聞き、担い手の紹介や状況により、農地中間管理機構等を利用しながら放置竹林対策に取り組みたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。

質問に入る前ですが、昨日は沖縄県で6万5,000人が集まる県民大会が開かれて、4月末から行方不明になって、アメリカ軍元海兵隊員に殺害されたと見られる女性の追悼と、そして基地の撤去、関係機関に抗議するという趣旨の集会がございました。私も、この女性のご冥福を心からお祈りするとともに、沖縄県の外にいる私たちも、このような基地あるがゆえの犯罪が繰り返されないよう、具体的な行動をとっていくべきではないかと決意を新たにいたしまして、質問に入りたいと思います。

2点、通告に基づいて質問させていただきます。

1点目は、施工がずさんな太陽光発電設備への対応についてであります。

多賀地区の山神、池ノ谷、2カ所で有限会社ひかり商事が設置した太陽光発電設備は、電気設備に関する技術基準を定める経済産業省令に適合するように維持されていないおそれがあるということを従来から指摘しております。

経済産業省の中部近畿産業保安監督部、大阪市内にございますが、そちらに5月23日、私と日本共産党の倉林参議院議員秘書、それと担当の日本共産党府会議員、ともに申し入れに参りました。そして、電気事業法に基づいてこの施設の立入検査と行政指導を行っていただくように直接求めました。

特に高さ4メートルを超えるような太陽電池パネルを支持する支持物、架台と言いますが、これについては、JIS規格を満たすとともに、それだけでなく、さらに、4メートルを超える場合は建築基準法に基づく構造強度が必要であるというふうに経済産業省から回答をいただきました。経済産業省は、事業者に対して直接説明を求めます。その際、口頭だけでは証拠がありませんので、証明する文書も要求するし、現地に行くことも考えるというふうに回答しました。途中経過はお尋ねがあればお知らせするというふうに回答されましたので、井手町としても、住民の安全確保のために指導経過を聞き取るとともに、立入検査等を国が行われる際には町も立ち会いを求め、適切な管理を求めるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

経済産業省は、昨年9月の台風15号の風による事故で、発電所構外に飛散した太陽電池パネルにより多数の住宅や車両が損壊するという被害が発生したことから、ことし4月27日付で、「事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の依頼について」という通知を各事業者団体に送付し、台風期前までに入念な点検、必要に応じて補強等を求めています。町としても、このような対応がなされているかチェックするべきではないか、お尋ねいたします。

町道の擁壁に太陽電池パネルの支持物がボルトで固定されているという件で、3月議会で取り上げましたところ、事業者と境界確定を行うという答弁でありましたが、その後の経過を伺います。

現地では、その後、町道のガードレールのところに、警備会社の名前が入っておりますので警備会社のものと思われる赤外線で侵入を感知するような装置がくくりつけられておりまして、町の設備と思われるガードレールにつけられているわけです。その後、町は全く見守り等も怠っているのではないかと考えられますが、どのように対応されるのか、お伺いいたします。

2点目は、平和首長会議の加盟市町村としての取り組みについてであります。

ことし5月27日、現職のアメリカ大統領として初めてオバマ氏が被爆地広島を訪れて、スピーチを行うとともに、短時間ではありましたが、原爆資料館を見学し、被爆者と語る時間を持ったということは大変意義深いものであったと思います。問題は、今後、アメリカはじめ核保有国が核廃絶へ向けた実効ある行動をとるのかどうかということが問われております。

本町も２０１３年４月に平和首長会議に加盟し、その後、２０１３年の平和首長会議の総会にも職員を派遣されたことと思いますが、平和首長会議が提唱する核なき世界を実現するために、同会議の目的、原則に沿った活動を具体化するべきであると思います。

そこで、同会議が提唱しています次のような事業に取り組む考えはないか伺います。

１番目、核兵器禁止条約の交渉開始等を求める署名に、まず町長ご自身が署名をされて、町民への普及を行うこと。

二つ目に、原爆ポスター展や資料展を本町で開催すること。

三つ目に、被爆樹木の種や苗木の配付を受け、平和の象徴として町内で育成すること。

４点目に、広島平和記念公園内に設置されている平和の灯の分火を受け、核兵器が地上から姿を消す日まで燃やし続けようという趣旨で継承すること。

そしてまた、役場庁舎前の啓発塔撤去に伴い、非核平和都市宣言も役場前からなくなってしまいました。駐車スペースに影響のない広報掲示板のような形態で、他の啓発文とともに、この非核平和都市宣言文を復活させるべきではないかと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田 操議員の２点目のご質問にお答えいたします。

まず、本町では、今日まで毎年、子供たちの代表を派遣するのではなく、全ての子供たちに、最も大切な平和学習として、小学校の修学旅行の行き先に被爆地である広島へと取り組んでまいりました。この修学旅行の体験は、子供たちの純粋な気持ちで被爆地を訪れて、その体験を記憶にとどめてもらい、最も大切な命のとうとさ、核兵器の恐ろしさを感じてもらうために、公費で補助しているところであります。

この取り組みは平成３年度から始めており、これまでの２６年間で毎年約８０名、累計約２，１００名以上の子供たちが修学旅行に参加しており、また、参加した児童がその広島での体験や感じたことなどを選考児童が参加する学習発表などで報告し、さらに、ご家庭に帰って、ご家族への会話などにより、命の大切さ、平和のとうとさ、核兵器の恐ろしさに対する思いが広がりになっていると思っておりますし、この被爆地に行つての体験が何よりの

平和教育であると考えております。このような被爆地広島への修学旅行は、京都府内の公立小学校では井手町のみであります。

また、平和首長会議につきましては、当初、平和市長会議という名称であったことから、町村を含むより多くの団体が加盟できる名称にならないかと働きかけをしてまいりましたところ、平成25年8月に開催された第8回平和市長会議総会において、平和首長会議に変更することでありましたので、非核平和への町の姿勢を示す意味で、当該年度から加盟することといたしました。

なお、既に町長の方からは、平和首長会議で提起されているものについて、実施に向けて検討するようにと指示が出ておりますので、実現可能なものから取り組むこととしております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 1点目の太陽光発電設備への対応についてであります。まず点検管理の関係ですが、台風期前の点検につきましては、議員が言われておりますとおり、経済産業省が通知する「事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の依頼について」により、一般社団法人太陽光発電協会や電気事業連合会などに入念な点検を実施するよう通知されております。また、設置者の責任において、太陽電池パネル等の飛散による被害防止のため、万全な対策が必要とされていることから、設置者が適切な対策をとる必要があると考えております。

さらに、従前より申し上げており、太陽光発電設備の申請、認定については、経済産業省が権限を有するため、管理については国が適切に指導されと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 次に、事業者との境界につきましては、その後、確認を行い、町道に入っている部分は直ちに撤去を命じ、順次撤去しているところであります。

また、お尋ねの赤外線侵入感知装置の設置は、町が設置したガードレールではなく、事業者のガードレールに設置されております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 1 点目に平和首長会議の事業でございますが、可能なものから検討するということですので、今、四つ提案をしましたけれども、それ以外にもいろいろあると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、その中で答弁がなかったのは啓発文の問題なんですけれども、非核平和都市宣言の町という啓発文は、玉水駅には啓発塔にちゃんと記載されているんです。多賀駅の場合は啓発塔がありませんので、広報板の横に、短冊型に、いろいろ町の行っている宣言とか決議とかの内容が掲示されておまして、ああいう形であれば役場の前でも、役場のいわゆる広報掲示板がありますから、その横等でもできると思います。役場は移転・建てかえ予定はしていますけれども、それもまだいつするかということも確定しておりませんし、まだ何年間もかかることでありますから、そういう撤去に伴ってなくなった宣言文というのは、役場というのは町内外に対する顔に当たる部分ですから、町長もそういう平和首長会議で提唱されている事業をやっているというお考えがあるんでしたら、やはりその非核平和都市宣言の町ということも高らかに役場前でも宣言をするべきではないかと。これは答弁がなかったので、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

それと、小学生の広島への修学旅行につきましては、毎年、平和行進、広島までずっと東京から歩いていかれる団体の方が全国を回られて、井手町にも訪問されるわけですが、先日も訪問されたわけですが、その場でも非常に高い評価を受けております。ほかの都市では何人かの子供を選んで被爆地へ派遣するということはやられているけれども、全ての子供を派遣していただいているということは非常にすばらしいというふうに評価もしていただいておりますし、ぜひ続けていただきたい。そういうことができるのは、やはり助成金を出しているからできる。広島まで子供を行かせようと思うと、修学旅行費が高額になるということもありますので、井手町がそういう修学旅行の公費助成を行っていただいていることも、非常にこれは重要なことだと考えておまして、その点は非常に強く今後も継続していただきたいということを述べておきたいと思います。

次に、太陽光発電設備の問題ですが、国が指導する問題だということで、私も国の方へお願いには行ったわけです。国も対応はすると言っておられるんですけども、やはり住民の方に被害が及ぶ可能性が懸念されているから、私たちも申し入れに行きまして、経産省としても、写真を見ただけで一概には言えないとはおっしゃったんですけども、明らかに写真を見てこんな大丈夫ですよというんだったら、事業者の説明を求めるとか、行くことも検討するとか、言わはらへんわけですよ。

私たちが5月27日に行く前に、国会議員の事務所なんかは、5月の初めに中央の東京の方の本庁の担当者にも申し入れに行っているわけです。そして、写真を見られてすぐ、これはどこの場所ですか、正しい地番を言うてくださいということで反応があったぐらいで、国の方が住民のことを考えていただいているのかなという気がしたわけです。去年の台風15号のときは非常に大きな被害が出ましたので、国も今全部見直しをやっているとして、規制強化する方向なんです。でも、地元の町が別にいいですよと。住民に被害が及ぶかもしれない、危機感を持って、国、何とかしてくださいと言うてらんやったら、国も頑張らなあかんなと思ってくれはると思うんですが、地元が何も言うていかへんというのでは、国も、そんなんやったら、やる必要あるのかなと思われるおそれがあると思うんです。

やっぱり一番に考えなあかんのは住民に被害が出ないかということなので、それは身近な役場が、法律で決まっていることのすき間を埋めて、指導とか、そういう法令違反が明らかになった場合なんかは国と一緒にやって対応しなあかんし、研究もしといてもらわないと、知らぬ存ぜずではいかんと思います。やっぱり住民の方はまず役場に言うてきはりますよ、何があっても。ボルトが飛んでようがパネルが飛んでようが。だから、役場としても、台風期前にいろいろ見回りされるじゃないですか。町長も消防団と一緒に危険な箇所を見回ったりされるでしょう。これは明らかに危険ですよ。町長、現場だけでも一遍見に行ってもらったらどうですか。どんななってるか、ごらんになりましたでしょうか。ぜひ町長がごらんになったか聞きたいです。

それと、太陽光パネルの場合は問題があるのは、国が出した、台風期前に点検してくださいという通達を出した文書にも書いてあるんですけども、破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合は、パネルや電線の接続部、架台など、触れると感電するおそれがありますというふうに国も注意書

きを出してはるんです。パネルが飛んできた、光が当たってたら、それをのけようと思ってさわったら、電気を帯びている可能性があるわけです。だから、住民の方にもそういうことを啓発しておかないとあかんわけです。

太陽光発電というのは非常に新しい産業なので、住民の方も対応に余りなれておられないところがあります。以前、獣害を防ぐ電気柵で感電事故が起こったりというのがありましたけれども、そういうもので感電が起こるということも、住民の方もなかなかご存じなかったところがありますので、太陽光発電についても、これはやっぱり対応をきちんと町としてもやらないと、事故が起こってからでは遅いと思います。どこに連絡したらいいのかとか、わからない、まず役場に連絡してくださいという啓発だけでもやられたらいいかがですか。その点を再度伺います。

以上、第2質問です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 何点かにわたって再質問いただきました。

まず、啓発塔については、駐車場の整備を行いましたときに撤去いたしまして、そのときに、その部分がどうしても車の進入口の邪魔になるということでやむを得ず撤去したところでごさいます。今後は、先ほど答弁を申し上げた町長の指示に基づきまして、その中でそういう啓発塔のあり方についても検討してまいるということでごさいます。

次に、太陽光設備についてであります。3月のときも本日も担当課長からご答弁をしておりますが、国で権限なり有されるということで、ただ、町長の方からは、現地の確認、また建築基準法上問題ないのかということで、京都府に対しても聞くようにという指示が出まして、それぞれ聞いてまいりましたが、最後は法律で、国で所管して認可して、全て管理についても国がということになっておるということで、先ほど答弁したところでごさいます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 太陽光発電の件ですけど、京都府に聞いても国がということだということですけども、3月に取り上げたときと若干私も認識が変わったことがありまして、以前に4メートルを超える太陽光電池の支持物は建築基準法の対象になっていた時期があったわけです。ところが、建築基準

法で国交省の指導と電気事業法で経産省の指導と二重規制になるということ
で、平成２６年、それを外されたわけです、建築基準法の適用から除外にな
ったわけです。しかし、除外になったけど、電気事業法の方でＪＩＳ規格に
のっとった支持物を使わなあかんということと、４メートルを超えればＪＩ
Ｓ規格に加え建築基準法に基づいた構造強度を保たなければならないという
ことを国ははっきり言っておりますので、京都府の方もそういう認識をもし
お持ちでないということであれば、そこもまた府にもお願いをしなあかんわ
けですが、法的に規制する基準はありますので、国がどう思われるかに任せ
ておくというんじゃないくて、やっぱり井手町としては住民の安全を守る立場
で、本当に何も町はできひんのかという立場から研究してほしいんですよ。
国がやらはるからいいんですよ、うちは何もしませんじゃなくて、町として
も何か指導ができひんのかという立場でやってほしい。

それと、町道の問題は、町道のところは全部外したという確認をとれたの
かどうか。順次と言われたので、そこももう一度確認したいんですけれども、
そういう業者さんに対して、これまで既に固定資産税の資産に係る軽減をや
っていたわけですね、町の土地に勝手に設備をつけたりしてはった人に。そ
このところは、やっぱり毅然とした態度で、そういう違反等、問題行動があ
れば、申請が出たから直ちに全部、固定資産税の軽減申請を認めるという立
場でなく、しっかりとチェックをしていただきたいということは、これは要
望とさせていただきます。

質問は二つ、町長、そこを見に行かれて、太陽光のところをごらんになり
ましたか。それと、町道のところ、順次撤去と言われたけども、町道の部分
は全部撤去したのを確認されたのかどうか。２点は再度お答えいただきたい
と思います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 疑い深いといいますか、私も見て、副町長に現場を見る
ようにという指示をしたということです。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

順次撤去しているということで、全１７カ所のうち１０カ所は撤去済みで

ございまして、順次撤去の確認に行っているところでございます。

以上です。

議長（丸山久志）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。１１時１５分より再開いたします。

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時１５分

議長（丸山久志）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第５、報告第８号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第８号を朗読説明）

議長（丸山久志）　以上で報告第８号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第６、議案第３８号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第３８号を朗読説明）

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第３８号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３８号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手全員であります。したがって、議案第３８号は同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第39号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第39号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第39号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第39号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員であります。したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

日程第8、議案第40号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第40号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第40号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第40号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員であります。したがって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第35号、平成28年度井手町一般会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第３５号を朗読説明）

議長（丸山久志） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

９番（谷田 操） 何点か質問させていただきます。

まず８ページ、歳入の方で、不動産売払収入が１，２８０万円計上されていますけれども、これは場所はどこなのか。土地ですか。土地だとしたら、単価等も決まっているんだっただけでお願いします。どうしてそれを売ることになったのかの経過もお願いします。

次に、１０ページに耕作放棄地活用事業で３３０万円が充てられています。町長が開会挨拶の中で、薬草の栽培等に言及されていたんですけれども、ここ、どういう場所でそういうことをしようとしているのか。耕作放棄地というのは耕作できないから放置されているわけですけど、薬草をつくってくださいと言っても、地主の方は耕作できないんじゃないかと思うんですが、どういうやり方で耕作をしようとしているのか。

それと、これは財源的には地方創生推進交付金というものを活用されるということかと思うんですが、加速化交付金を前年度の補正で申請したときに、本来これもしようとしていた、加速化交付金を使おうとしていた事業なのか、それが採択されなかったのが、今回別口の新型交付金を新たに申請して、そちらの方でいけることになったということなのか、経過をご説明をお願いします。

3 点目に、同じ 10 ページで椿坂公園拡張事業がありますが、これこそ財源には国・府支出金が全くありませんで、地方債が主なんですけれども、こういう椿坂公園なんかは観光用ですので、地方創生加速化交付金で申請されていた中に入っていたんじゃないかと思うんですが、どうなのか。それがだめだったけれども、今回、地方創生推進交付金の方は、これはいただけないものなのか。

それと、公有財産をそれに伴って購入されるんですが、これは具体的にどの場所なのか。今の椿坂の建物があって、その向かい側には広場、駐車場等に使ったりイベントに使ったりされているところがありますけれども、さらにそのどちら側に拡張されるのか、あるいは、イベントのときに水車をつけておられたあたりまで拡張されるのか。その財産の土地の概要と、それと補償・補填、賠償、何か補償するものが必要なのかどうか。大体のこの拡張事業の概要について、ご説明をお願いします。

それともう 1 点は、予算的にはどこに当たるのか、職員の管理ということで 9 ページの一般管理費に当たるのかと思いますが、18 日の洛南タイムスや京都新聞で、住民アンケートの誤送付についての報道がありました。一部の議員さんにはご説明があったらしいんですが、私は伺っておりませんので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、なぜこういう対象でない住民の方にアンケートが行ってしまったのか。251 件新たに、報道によると……。

議長（丸山久志） 谷田議員、予算項目に関係ありませんので、どれに当たるかおっしゃってください。

9 番（谷田 操） 職員の一般管理費の中に当たるのではないのでしょうか。こういうことにも賃金職員さんやらかかわっておられるのかと思いますので、お聞きします。

新たに 251 名をまた選び直してアンケートするというふうに報道にはあるんですけれども、そうすると、締切日等が今まで先に送った方とずれてきたりとかあると思うんです。経費も余分にかかると思いますし、間違ったらやり直したらいいわということでは役場の信頼というものが壊れる件ですし、こうやって報道もされていますので、再発防止に向けてどういう取り組みをされるのか、お尋ねします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、最後の住民アンケートの誤送付について、私の方から答弁をいたします。

職員管理費ということで臨時職員ということが上がってましたが、臨時職員は関係ございません。ということから、正職員でございますので、まずは経緯について、今後どういう形で再発防止を行うにいたしましても、その原因となった間違った経過、経緯等について、きちっと文書で報告をさせてまいりまして、その後、その内容について、その中でどこで間違いが生じたのかを検討する中で、再発防止策を担当課で出させまして、それらを踏まえて、最後に関係経費等もかかっておったということもご指摘ございますが、そのとおりでございますので、最終的には町の信用失墜にもつながりかねないということで、分限、懲戒処分等で検討する対象になってこようかというふうに考えておりまして、その中で再発防止についてもチェックをしてまいりたいと考えているところでございます。

議長（丸山久志） 後藤崇文地域創生推進室長。

理事（後藤崇文） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

何点か伺っておりますけれども、まず１点目の不動産売払収入の件でございますけれども、この不動産売払収入は、今回、椿坂公園拡張事業において、買収する用地の所有者に対して、そのかわりとなる町有地を売却するものでありまして、１，２８０万円を計上しております。場所につきましては、大字井手小字段ノ下１８番の６、そして１８番の８の合計２筆でございまして、登記簿上の面積は約４５０平方メートル、単価につきましては、鑑定評価済みでございますけれども、２万８，６００円／平方メートルとなっております。

そして、続きまして耕作放棄地活用事業についてでございますけれども、これについては、地方創生推進交付金を申請いたします本町の単独事業でありまして、耕作放棄地を活用した薬草の６次産業化による町の産業振興と薬草の効能による健康長寿のまちづくりを行うものであります。

具体的な内容につきましては、町内の耕作放棄地を有効活用しまして、有機農法による薬草の試験栽培に取り組み、収穫された薬草について、加工品の開発、販売、特に来年、お茶の京都ということで、そういったものに向けてハーブティーやお茶菓子等の開発、販売を行ってまいります。また、町内

の健康長寿のための取り組みとしまして、薬草の効能や薬膳料理の教室の開催、そして町内の飲食店での薬膳メニューの提供、また、薬膳料理を町内の保育園や小・中学校の給食として提供することで、将来的な生活習慣病の予防に努めるものであります。

どうやってやっていくかということにつきましては、これから町内の耕作放棄地を調査させていただいて、賃借料ということで町が借り上げをしまして、町内の移住者などに栽培、試験栽培ですけれども、そういったものを呼びかけて進めていきたいというふうに思っております。これについては、加速化交付金では上げておらず、今回の地方創生推進交付金で新たに制度設計した事業となります。

続きまして、椿坂公園拡張事業なんですけれども、これについては、椿坂公園は、まちづくりセンター椿坂の向かいにあります平成24年3月に都市公園法に基づいて供用開始がされた公園でございます。今般、平成29年度にターゲットイヤーを迎えます「お茶の京都」事業をきっかけに、まちづくりセンター椿坂での滞在時間の延長と消費額の拡大を目指した交流のための拠点づくりを行うために、本年1月から3月に、まちづくり団体等による4回のワークショップを経まして、まちづくりセンター椿坂周辺整備計画策定業務報告書が策定されたところであります。今回の椿坂公園拡張事業については、本報告書に基づきまして、第4次井手町総合計画及び井手町地域創生計画に掲げられました平成32年に交流人口の年間50万人を達成するために、椿坂公園を拡張しまして、まちづくりセンター椿坂をまちづくり団体の活動と交流の拠点のみならず、町の観光拠点として一体的に整備するために用地の買収等を行うものであります。場所につきましては、今、まちづくりセンターの椿坂公園の北側に拡張することを考えております。

そして、補助金についてなんですけれども、本事業につきましては、現時点では地方債と一般財源を財源としております。本町としましても、活用できる補助金等については積極的に活用していきたいというふうに考えておりますけれども、今回の地方創生推進交付金につきましては、国の方から、基本的にソフト事業中心だということで、今回、椿坂公園についてはハードだということで、基本的には対象にならないというふうに回答をいただいております。

なお、京都府の平成28年度当初予算である「お茶の京都」事業におきま

して、京都府の補助金が用意されているところでありまして、京都府によれば、今回の公園整備事業についても一定の補助対象になると聞いておりますけれども、ほかの市町村の補助金申請の動向を見ながら補助金の交付決定がされるということです。引き続き、活用できる補助金については積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 椿坂公園について、もう少しお聞きします。

その買収しようとしている場所は何平米ぐらいあるのか、それと、そこで補償しなければならない物件というのは何かあるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文） お答えいたします。

今回買収を予定している用地につきましては、図面上の測量面積は約 4,600 平方メートルでございます。補償についても、1 軒建物がありますので、そちらについても補償するということになっております。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第 35 号、平成 28 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）を採決します。

議案第 35 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。１３時より再開いたします。

休憩 午前１１時４５分

再開 午後 ０時５６分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第１０、議案第３６号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第３６号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第３６号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第３６号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員であります。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第３７号、平成２８年度井手町水道事業会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第37号を朗読説明）

議長（丸山久志） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 2点伺います。1点は、最初の表紙の部分に、過年度分損益勘定留保資金がもう1,000万円取り崩すことになりましたので、8,420万8,000円に改めるということですが、これを取り崩して、留保資金が現在どのくらい残っているのかということが1点。

2点目が、7ページ、支出の明細書ですけれども、上玉川橋の架けかえというのは町にとっても大変ありがたいことではあります、府道の工事ですので、それに伴って、もともとあった町の水道の管を移動させたり仮設をつけたりしなければならないというのであれば、申しわけないけど京都府の方で持ってもらったらいんじゃないかと思うんですけど、不足額だけ払うというのはどういうことなのか。河川管理者というのが京都府やと思うんですけども、どういう計算になっているのか、適切な支出なのか、説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） ただいまのご質問でございます。

まず1点目の過年度分損益勘定留保資金のご質問でございますけれども、27年度末で約1億6,760万円余りでございます。今回補正をさせていただきますと、8,420万8,000円を支出に充てるということで、28年度末の見込み額といたしましては8,340万円余りということとなっております。

2点目の上玉川橋架けかえ工事についてのご質問でございます。まず、現在の橋に私どもの水道の配水管が、床板の横に添架をさせていただいております。これは河川管理者の許可をもらって、今度は橋は道路管理者の管轄ということになりますので、その許可をもらってそういうことでさせてもらっているわけですが、あくまで占用させてもらっているという立場でござ

ざいまして、上玉川橋を架けかえるに当たって、今現実に添架をしています私どもの配水管、それからN T Tの管等は撤去してくださいという道路管理者からの要請を受けまして撤去するということでございます。当初予算でまだ河川協議が整っておらなかったわけでございますけども、その後、河川管理者、玉川を管理しております山城北土木事務所の管理課と協議を重ねる中で、私どもが当初考えておった仮設の配水管を設置する位置、それからそのの構造物等の撤去範囲、あるいは縦断占用する範囲、いろいろ等々協議を重ねる中でご指導を受けて、最終的に施工方法等の再検討を行ってきたところでございます。その結果、概算工事費で積算をいたしますと、不足額が1,000万円生じたということで今回所要額を計上させてもらったと、そういうことでございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今の仮設管の話ですが、不足額が生じるというのがわからないわけです。府が工事するからのけてと言われたんやから府が出してと私がさっき言ったけれども、そうじゃなくて、今まで府の方につけさせてもうてて、こっちがお願いしてつけさせてもうてた方やから、のけろと言われたらのけなあかんという、そういうことなのかなと今思ったんですけど、それやったらそれで全額町が出さんなんのかということなんですけど、不足額というのはどういうことですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） まず、当初私どもが考えておった今回の仮設の配水管を設置する場所から下流側、今の橋の下流側で当初計画をしておったわけですけども、その場所に京都府さんが、道路の横に附属しております歩道部分、これの仮設の歩道を設置されると。この仮設の歩道よりも下流側に私どもの配水管を設置してくださいという、こういうことになりまして、当初、現橋から下流側に12メートルのところで予定しておりましたのが、これが23メートルほど下流側に行きました。この関係で、その場所まで水道の本管から引っ張っていく延長が両側で約20メートル延びまして、約66メートルの変更となったところでございます。それとあわせまして、基礎工事につき

ましては、あくまで仮設の構造物ということで、全部撤去をする工法に改めなさいよという、そういうご指導もいただきまして、工法の変更もあわせまして今回の補正額となったところでございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第３７号、平成２８年度井手町水道事業会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第３７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は６月２４日午前１０時から会議を開きます。

散会 午後 １時１０分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 古 川 昭 義